

令和6年1月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資 料 目 次

- ア 久喜市議会令和5年11月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- イ 久喜市議会令和5年11月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ウ 久喜市の「休日の部活動」地域移行に係る基本方針について・・ 19
- エ 久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について・・・・・・・・・・ 21
- オ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・・・ 22
- カ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について・・・・・・・・・・ 別紙

ア 久喜市議会令和5年11月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）
について

| | | |
|----------|---------|----------|
| 発言番号 1-1 | 通告第 2 号 | 斉藤 広子 議員 |
|----------|---------|----------|

《質問事項》

1 性被害から子どもを守る為の教育を

《質問の要旨》

子どもに対する性犯罪・性暴力、はっきりいやだといえない状況で子どもたちが被害にあっているケースが多い。そこで以下質問する。

- (1) 「生命（いのち）の安全教育」を久喜市教育委員会としてどのように進めて行くのか伺う。
- (2) 9月29日の埼玉医科大学の高橋幸子氏の講演を各学校の代表の方が受けたが、その後どの様に展開されるのか伺う。

大項目1の(1)(2)のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものでありますので、根絶に向けた取組の推進は必要不可欠であります。

教育委員会では、過日、「生命（いのち）の安全教育」の重要性に鑑み、その第一人者である埼玉医科大学助教 高橋幸子（たかはし さちこ）先生をお招きし、管理職や保健主事等を対象とした研修を実施しました。

また、発達の段階に応じた継続的な指導が必要であることから、文部科学省が作成した教材を活用できるよう教育課程に位置づけ、各学校での「生命の安全教育」の確実な実施について、校長会、教頭会で依頼したところです。

今後も、教職員の研修を実施し、児童生徒を性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための教育を進めてまいります。

次に、(2)でございます。

高橋幸子先生による研修会は、参加者から、「性教育は丸ごと人間教育という話を聞き、生きるために必要な教育であることを知った」「学校でも発達段階に応じた性教育を行いたい」と感想があり、教職員の意識を高める貴重な機会となりました。

また、保健主事を対象とした授業研究会でこのテーマを取り上げ、児童生徒への具体的な指導法を学ぶ機会としました。

この取組は、家庭でも共有することが重要であると考えますので、高橋幸子先生のお話をPTAにも紹介し、実施について検討していただくようお願いしてまいります。

今後も、「生命の安全教育」を充実するため、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでまいります。

| | | |
|----------|---------|----------|
| 発言番号 1-1 | 通告第 2 号 | 斉藤 広子 議員 |
|----------|---------|----------|

《質問事項》

1 性被害から子どもを守る為の教育を

《質問の要旨》

(4) 子どもたちへの性被害を防ぐための対策を進めていくべきだが、現場の声を聞き調査が必要と思うがいかがか。

次に(4)でございます。

子どもたちの性被害を未然に防ぐことや、性被害を早期に発見するための体制を整えることは、重要なことと考えております。

教育委員会といたしましては、子どもたちを守るため、今後、幼稚園において性被害防止対策に必要な調査を進めてまいりたいと考えております。

| | | |
|----------|---------|----------|
| 発言番号 1-2 | 通告第 4 号 | 丹野 郁夫 議員 |
|----------|---------|----------|

《質問事項》

1 学校にスマートロックの導入を進めては

《質問の要旨》

- (1) 現在の学校施設における「カギ」の運用はどのようになっているのか。
- (2) これまでに学校の「カギ」の運用で不都合が生じた事案はあるのか。
- (3) 学校のスマートロックを導入することについてのメリット・デメリットは。
- (4) 今後、大規模改修を実施する学校や、増設する鷺宮西小中学校等を皮切りに、スマートロックを順次導入してはどうか。
- (5) 避難所になる体育館にスマートロックを導入してはどうか。
- (6) AEDの設置場所もスマートロックの整備にあわせて検討してはどうか。

【答弁原稿】

大項目1のご質問うち(1)から(6)に対して順次ご答弁申し上げます。
はじめに、(1)でございます。

市内小中学校の校舎のカギにつきましては、各小中学校及び学務課にて管理をしており、基本的には、カギの貸し出しはしていないところでございますが、必要に応じて学校長の判断により一時的な貸し出しを行うケースもあるところでございます。

また、体育館のカギにつきましては、消防防災課を通じて避難所参集職員に、スポーツ振興課を通じて学校体育施設開放事業の利用団体に、それぞれ貸し出しを行っているところでございます。

次に、(2)でございます。

学校のカギの運用につきまして、これまで各学校から教育委員会に対し、学校運営上、支障があるとの相談を受けた事案はございません。

次に、(3)でございます。

スマートロックの導入につきましては、スマートフォンやタブレット等の機器を利用した運用となることから、不正にカギを複製することを防止できると及び、開閉情報が記録されることにより、入退管理が容易に把握できることがメリットと認識しております。

一方で、スマートロックに対応させるための扉などの改修や、専用アプリを利用するための機器等の調達、停電時の対応、また、ネットワークを活用することによる、不正アクセス等のセキュリティ面に課題があると認識しております。

次に、(4)と(5)につきましては、関連がございますので一括してご答弁申し上げます。

現時点におきまして、学校運営上、カギの運用で支障が生じた事案はございませんが、防犯対策の観点では、児童生徒の安全に有効な面もあると考えられることから、今後、調査研究をしております。

次に、(6)でございます。

AEDの設置場所の変更については、現在のところ考えておりませんが、AEDを使用するに当たり、スマートロックを整備することが有効であるか検討しております。

| | |
|------|-----|
| 発言番号 | 1-2 |
|------|-----|

| | | |
|-----|---|---|
| 通告第 | 4 | 号 |
|-----|---|---|

| |
|----------|
| 丹野 郁夫 議員 |
|----------|

《質問事項》

4 桜田小学校の校庭の水捌け改善を

《質問の要旨》

速やかに桜田小学校の校庭の水捌け対策を講じるべきと要望するが、今後の対応について伺う。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対してご答弁申し上げます。

桜田小学校の校庭の水捌けにつきましては、教育委員会としても認識しており、改善が必要と考えているところでございます。

そのような中、市では大中落川流域の治水対策の一環として桜田小学校の校庭を利用した雨水貯留浸透施設の整備をすることについて、調査を進めており、校庭の改善についても、関係部署と協議してまいりたいと考えております。

| | | |
|----------|---------|----------|
| 発言番号 1-3 | 通告第 8 号 | 田村 栄子 議員 |
|----------|---------|----------|

《質問事項》

1 教育委員会の委員選考の状況

《質問の要旨》

(3) 広報やホームページにも承認された教育委員の氏名だけでなく、学歴、職歴、活動報告等を載せるべきだが如何か。

【答弁原稿】

大項目1の(3)のご質問に対してご答弁申し上げます。

教育委員の学歴や職歴等については、教育委員個人のプライバシーや個人情報に関わる部分もでございますことから、広報やホームページへの掲載は考えていないところでございます。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 発言番号 1-6 | 通告第 11 号 | 盛永 圭子 議員 |
|----------|----------|----------|

《質問事項》

3 駐輪場に屋根を設置してほしい

《質問の要旨》

(1) 駐輪場に屋根がなく風雨にさらされている。教育委員会は現状を承知しているのか伺う。

(2) 生徒は駐輪場にヘルメット・雨合羽を自転車のかごに収納しているが雨の時は収納物が濡れるので困っている。バスから降りて濡れたヘルメッ

ト・雨合羽を着なければいけないので駐輪場に屋根を設置すべきだがいかがか伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

雨の日のバス乗降場所までの自転車の利用状況については、普段自転車を利用している生徒が乗降場所まで歩いてくる場合と、ご家族が乗降場所まで車で送っている場合などがあることを把握しております。

次に、(2)でございます。

スクールバスの利用にあたっては、自宅から乗降場所までの移動を徒歩としておりましたが、統合にあたり、保護者から乗降場所付近までの自転車の利用と自転車置き場の設置について強いご要望がありました。

そのため、教育委員会が窓口となり、乗降場所付近の土地所有者の方にご理解いただき、自転車置き場を設置した経緯がございます。

また、乗降場所につきましては、バスを利用する生徒の入学及び卒業に伴い、毎年度見直しを行うこととしており、位置を変更する可能性がございます。

このようなことから、当該土地に構造物の設置は考えておりません。

| | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 発言番号 | 2-4 | 通告第 | 15号 | 大谷 | 和子 | 議員 |
|------|-----|-----|-----|----|----|----|

《質問事項》

2 老朽化した学校施設整備について

《質問の要旨》

学校施設の量の最適化への対応は先送りのできない重要な課題と考える。大胆に学校施設保有量の最適化を行い、現在の教育内容に合った施設を新設し、安心・安全な施設環境をつくる、「量から質」への転換時期なのではないか。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対してご答弁申し上げます。

教育委員会では、大規模改造工事や非構造部材における耐震化工事等を、順次進めているところでございます。その中で、トイレの改修、屋上防水改修、照明のLED化、バリアフリー化等の工事を行っているところであり、これらの工事については、学校施設の長寿命化にも寄与するものと考えております。

そのような中、建築基準法第12条に基づく点検において指摘を受けている箇所等、緊急性の高いものから、順次修繕等に着手しているところでございませ

て、「予防保全」の視点による工事につきましても、順次対応してまいりたいと考えております。

加えて、久喜東小学校の外壁の一部が剥落したことを受け、職員により市内全小中学校の安全点検を行い、外壁のクラック等が確認された箇所について、応急的に囲いを設け、立入禁止としたところでございます。

また、現在、学校の小規模化による学校運営や教育活動への影響に鑑み、小中学校の適正規模・適正配置に取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みを進めることにより、「量から質」への転換が図られるものと考えております。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 発言番号 2-4 | 通告第 15 号 | 大谷 和子 議員 |
|----------|----------|----------|

《質問事項》

3 学校給食費について

《質問の要旨》

学校給食審議会において、令和6年度以降の学校給食費について答申があったが、これを受けて教育委員会では令和6年度当初予算編成にどのようにのぞむか伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対してご答弁申し上げます。

学校給食費につきましては、昨今の社会情勢の変化により物価が高騰し、食材の安定確保が難しくなっていることから、学校給食費の適正額について審議していただくため、令和5年7月14日に、久喜市学校給食審議会へ学校給食費の改定について諮問いたしました。

審議会では、学校給食用食材の価格変動や物価動向の状況、学校給食費の改定に伴う保護者負担への影響などの視点から、計4回にわたり令和6年度以降の学校給食費について審議を行ってまいりました。

その結果、令和5年11月16日に、学校給食費を約12%引き上げるという答申を審議会から教育委員会へ提出いただいたところでございます。

このことを受け、教育委員会といたしましては、令和5年度から物価高騰に伴う食材費上昇分として、学校給食費の約10%相当分を一般財源で公費負担していることに鑑み、令和6年度当初予算編成においても、学校給食費引き上げ予定の12%のうち、10%分は令和5年度と同様に公費負担とし、残る2%分について、保護者の皆様にご負担いただきたいと考えているところでございます。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 発言番号 2-5 | 通告第 12 号 | 榎本 英明 議員 |
|----------|----------|----------|

《質問事項》

- 1 施設分類別適正配置計画の新旧対照表が出されました。この対照表について以下をお伺いします。

《質問の要旨》

- (2) 菖蒲地区において、どのように適正配置計画されていくのかをお伺いいたします。

カ 菖蒲図書館・菖蒲図書室については、先ずは違いをお伺いいたします。そして、図書館は移転。アミーゴに準じる。図書室は、追加・転用となっており、菖蒲総合支所の一部を転用する。似たような施設ですが菖蒲図書室には、将来更新に丸が記されており、第4期に更新となっております。とても分かりにくいのでお伺いいたします。

【答弁原稿】

大項目1の(2)のカのご質問に対してご答弁申し上げます。

菖蒲図書館につきましては、菖蒲総合支所を転用して整備する複合拠点施設に機能を移転する計画としております。

移転後の規模は、現在と同程度を想定しております。

このことから、名称を菖蒲図書室と変更いたしますが、図書館法に基づく施設であることに変わりはありません。

また、菖蒲図書室につきましては、菖蒲総合支所の長期計画にあわせ、「将来更新」としているところでございます。

| | | |
|----------|----------|---------|
| 発言番号 2-6 | 通告第 14 号 | 杉野 修 議員 |
|----------|----------|---------|

《質問事項》

- 2 学校給食費の完全無償化に向けて1万人の声が請願に託された。市の「考え方」「進め方」を伺う。

《質問の要旨》

- (2) 本市が学校給食の無償化を考える場合の対象者は、坂戸市と同様の内容を目指していると考えて良いのか伺う。また、学校給食審議会が答申した給食費の12%引き上げは、公費負担をするよう求めるがいかがか、考えを伺う。

- (3) 国の無償化実施は、いつ頃になると判断しているのか伺う。

- (4) 給食費の無償化について市長は「しかるべき対応をしていきたい」と発言されている。これは国の無償化実施を待つのではなく、「子育てなら久喜市で」と自治体間競争に打ち勝つメッセージと受け取るが、市長の真意を伺う。

【答弁原稿】

大項目2の(2)から(4)のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。
はじめに、(2)でございます。

学校給食費の無償化につきましては、国において「実現に向けた実態調査」を行い、具体的方策を検討するとされておりますことから、引き続き国の動向を注視してまいります。

また、令和6年度の学校給食費につきましては、先ほど大谷議員のご質問に、市長がご答弁申し上げましたとおりでございます。

次に、(3)でございます。

現在のところ、学校給食費無償化の実施時期につきましては、示されていないところでございます。

次に、(4)でございます。

国では、「こども未来戦略方針」に基づき、学校給食費の無償化に向けた調査を進めているところでございます。

先の議会で市長がご答弁申し上げましたとおり、国の動向をしっかりと見極めながら、本市としてもしかるべき対応をしていきたいと考えております。

今後、国から学校給食費の無償化に関し、具体的な方針が示された際には、速やかに取り組んでまいります。

| | | |
|----------|----------|---------|
| 発言番号 2-6 | 通告第 14 号 | 杉野 修 議員 |
|----------|----------|---------|

《質問事項》

- 3 小中学校の校舎等各教育施設における修繕は、児童生徒の「いのち最優先」で法令順守での速やかで、的確な対応を求める。

《質問の要旨》

- (1) 10月17日の落下事故に対し、「緊急要望書」を出させていただいたが、各実施状況を伺う。
- ア 久喜東小の壁落下箇所周辺一帯に落下防止措置を講じること。
 - イ 小中学校全校の打音診査等「非破壊検査」を行うこと。
 - ウ 検査の結果、不備のあった箇所は速やかな修繕を行うこと。
 - エ 施工当時の仕様書により、アスベストの有無を調べて適正な修繕計画と

すること。

- オ 市民に対し、相次ぐ事故について「謝罪」と「事故経緯」「緊急対策の内容」などの広報をすること。
- (2) 建築基準法12条による点検が進んできた。それ以外にも消防法、電気事業法、水道法による各法定点検について該当年度に実施してきたのか伺う。
- (3) 上記「法定点検」のほかに、施設管理者等が建築物の異常・劣化を調査する「自主点検」がある。これについての検査状況を伺う。
- (4) 学校保健安全法施行規則第28条、同法第27条の安全点検を、本市各小中学校ではどのように行われてきたのか伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)のアでございます。

剥落のあった当日、管理普通教室棟の校庭側を立入禁止とし、児童・学童用の昇降口を校庭側から特別教室棟側に変更しました。

その後、管理普通教室棟の校庭側、児童・学童用の特別教室棟側昇降口、職員玄関の上部に足場を組み、養生シートの設置を行い、落下防止対策を実施いたしました。

なお、特別教室棟側の児童・学童用昇降口、職員玄関の上部については修繕を行い、安全が確認できたため足場及び養生シートを取り外しております。

また、管理普通教室棟の校庭側を含め、それ以外の場所につきましても、緊急に対応する必要がある箇所につきましても、順次修繕を実施してまいります。

足場や養生シートを設置した箇所以外の場所で、クラック等がある箇所については、当該箇所に近寄れないようにカラーコーンにて囲いを設ける対応をいたしました。

次に、イでございます。

現在、小学校7校、中学校5校において、打診調査あるいは赤外線調査等を実施し、あわせて外壁改修工事を行うための設計を実施しております。

その他の学校につきましても、令和6年度以降に順次進めてまいりたいと考えております。

次に、ウでございます。

外壁調査において、緊急性が高いと判断した箇所につきましても、速やかに修繕等を行ってまいります。

次に、エでございます。

アスベストの含有調査につきましても、外壁改修工事の設計の中で実施してまいります。

次に、オでございます。

今回の外壁剥落事故のお詫びや経緯、緊急対策の内容、作業の進捗につきましては、久喜東小学校の児童の保護者の皆様へ、適宜情報を配信してきたところでございます。

次に、(2)でございます。

消防法、電気事業法、水道法により定められている各設備の法定点検につきましては、外部委託により毎年度実施しているところでございます。

次に、(3)でございます。

自主点検につきましては、教育委員会の職員が学校を訪問する際に目視にて行っております。

次に、(4)でございます。

学校保健安全法等の関係法令に基づく安全点検につきましては、各学校において、月1回の点検を実施しております。

| | | |
|----------|---------|----------|
| 発言番号 3-1 | 通告第 6 号 | 貴志 信智 議員 |
|----------|---------|----------|

《質問事項》

4 安心して通える学校であるべき

《質問の要旨》

- (1) 現在、建築基準法12条点検は、学校の構造物ごとに異なる時期に実施されている。点検結果を集約して一元管理するのではなく、最初から一元的な点検を行うように点検時期を調整するべきである。
- (2) 6月議会で緊急的に、設計・調査の補正予算が組まれたにも関わらず、10月17日の落下事故に至るまで調査は行われていなかった。このような緊急事態においては市長による専決処分も検討すべきである。また、設計と工事の予算を同時に組むことで事務の行程を短縮できないか。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

現在、建築基準法第12条における特定建築物の点検につきましては、各小中学校における建物ごとに、3年に一度、行っており、点検結果及び修繕履歴が把握しにくくなっているところでございます。

今後は、これらを解消するため、学校単位で点検を実施するよう検討してまいります。

次に、(2) でございます。

このたびの久喜東小学校の外壁の一部の剥落につきましては、令和5年度第4号補正で予算化された緊急外壁修繕工事費により、直ちに対応したところでございます。

今後も、緊急に対応する必要が生じた場合には、予算流用や予備費充用、専決処分等により、すみやかな事業の実施に努めてまいります。

また、これまでも、設計費と工事費の同時計上や、設計の完了を待たずに工事費を計上したことがございますので、今後におきましても、工事内容や状況に応じて、柔軟な対応をしてまいります。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 発言番号 3-6 | 通告第 24 号 | 宮崎 亜希 議員 |
|----------|----------|----------|

《質問事項》

1 久喜東小の外壁落下事故後の保護者対応は

《質問の要旨》

- (1) 事故について新聞やニュースになったが、市はホームページにさえ記載していなかった。市のホームページに記載しなかった理由を伺う。
- (2) 17日の保護者へのメールでは、事故が起きたことや、校舎に近寄らないように等の内容のみだった。「謝罪の言葉」と「次の連絡をお待ちいただきたい」旨の記載がなぜなかったのか、理由を伺う。
- (3) 市は、17日に剥落箇所に面する校舎に近寄れないよう囲いを設けたが、その対応をしたことの保護者への報告は20日までなかった。理由を伺う。
- (4) 今回の事故をホームページに掲載するか否かの判断、保護者への連絡の内容や頻度を判断したのは、市長、担当課、教育委員会のどなただったのか。
- (5) すぐにでも謝罪を含めた保護者説明会を開くべきだった。説明会開催の検討はなされたのか伺う。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

久喜東小学校の外壁剥落を受け、在学する児童の保護者の皆様及び議員の皆様へ直ちにお知らせをすべきと考えたところでございます。

次に、(2) でございます。

外壁が剥落した当日に教育委員会から配信したメールにおいては、謝罪を含め、

今後の対応についての内容を配信しているところでございます。

なお、メール本文において次回以降の連絡等についての明記はしておりませんが、進捗状況については、適宜お知らせする予定としていたものでございます。

次に、(3)でございます。

保護者の皆様への報告については、外壁の落下防止対策や修繕方法の検討、建築業者との調整、及びPTA役員との話し合いを踏まえ、令和5年10月20日にお知らせしたものでございます。

次に、(4)でございます。

ホームページへの掲載につきましては、各担当部局にて判断を行っております。

また、保護者の皆様への報告につきましては、対応方針の決定、安全対策の実施など、適宜、タブレット配信をしており、今後も同様に考えております。

次に、(5)でございます。

PTA役員との話し合いを踏まえ、全保護者向けにお知らせを配布することとなりましたことから、説明会の開催はしないこととしたものです。

| | | | | |
|------|-----|-----|-----|----------|
| 発言番号 | 4-2 | 通告第 | 17号 | 猪股 和雄 議員 |
|------|-----|-----|-----|----------|

《質問事項》

- 1 教育委員会と財政担当部は、小中学校30校の防災設備のすべての不備を、直ちに補修する責任がある。見解と方針を問う。

《質問の要旨》

- (1) 防火シャッター・防火扉の不備等は、法令違反の疑いがある。認識を問う。
- (2) 遅くとも年度内にはすべて補修して「正常化」すべきであるがいかがか。
- (3) 今後、小中学校で防火設備の不具合が判明したら、直ちに補修することを約束されたい。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

市内小中学校の防火設備につきましては、建築基準法第12条に基づく点検を行っており、その結果、一部に不適切な箇所があったと認識しているところでございます。

次に、(2) でございます。

建築基準法第12条に基づく点検の結果、防火扉及び防火シャッターにつきましては、部分的な修繕で対応できるもの、全面的な改修を要するものがございます。

部分的な修繕で対応できるものにつきましては、令和5年度中に行う予定でございます。

また、全面的に改修が必要なものにつきましては、令和5年度中に設計を行い、令和6年度に改修を実施することで、点検の指摘箇所は全て、改修できるものと考えております。

次に、(3) でございます。

今後、防火設備の不具合が判明した場合同様にしましては、早急に修繕を行ってまいります。

| | | |
|----------|----------|----------|
| 発言番号 4-2 | 通告第 17 号 | 猪股 和雄 議員 |
|----------|----------|----------|

《質問事項》

6 児童生徒の誰もが学校給食を安心して食べられるように

《質問の要旨》

(1) 給食費は改定しても、市長の政策として、保護者負担を軽減ないしは無償とする政治判断をするべきである。

ア 学校給食費の軽減ないし無償化を検討すべきである。市長はどう考えるか。

イ 暫定的な措置として、①第3子目の無償化を第2子への拡大、②値上げ分を徴収しないで公費負担を継続、③あらたに半額程度を公費で負担、④当面、中学校の給食費を無償化、⑤小中学校全部の給食費無償化を検討し、2～3年以内の実現を宣言などの方法が考えられる。市長の政治的判断を求めるが、いかがか。

(2) 理想は、さまざまなアレルギーを持つ子ども1人1人に対応して、別々の除去食が望ましい。当面は、複数のアレルゲン食材を除去した2～3種類の代替食の調理を検討していただきたいが、いかがか。

【答弁原稿】

大項目6のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

なお、アとイは関連がございますので、一括してご答弁申し上げます。

学校給食費の無償化につきましては、国が「こども未来戦略方針」に基づき、

実態調査を進めているところでございます。

今後、国から学校給食費の無償化に関し、具体的な方針が示された際には、本市としても速やかに対応してまいりたいと考えております。

また、学校給食費につきましては、学校給食審議会から約12%引き上げる答申がありましたが、昨日、市長が表明しましたとおり、令和6年度は、学校給食費引き上げ予定の約12%分を公費負担してまいります。

次に、(2)でございませう。

学校給食における食物アレルギー対応につきましては、安全性の確保を最優先に実施しているところでございませう。

また、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」において、アレルギー対応献立は、できる限り最小限に集約して調理するようにし、原因食物毎に別々の献立や調理方法を設定しないことを原則的な考え方としております。

複数の代替食を提供することは、学校給食センターにおける調理作業が複雑になることや、調理工程において原因食物が混入する恐れがあり、誤食事故につながりやすくなることから、考えていないところでございませう。

| | | | | | | | |
|------|-----|-----|----|---|----|----|----|
| 発言番号 | 4-3 | 通告第 | 20 | 号 | 園部 | 茂雄 | 議員 |
|------|-----|-----|----|---|----|----|----|

《質問事項》

2 教育・保育現場の集金業務に電子決済を導入すべき

《質問の要旨》

令和5年3月の全国における学校の働き方改革（改訂版）によるとの教育現場の集金業務を電子決済化して現場の教職員の集金業務負担軽減を図っている事例紹介もあり、教育・保育現場のDX化を図るべきことから以下伺う。

(1) 現在、教育・保育現場で現金での集金を行う様なケースはあるのか伺う。

(2) 集金業務は教員が関与しない方法で徴収・管理等を行う事が望ましいことから、保護者が電子決済で支払いが出来るような取り組みを導入すべきだが如何が伺う。

【答弁原稿】

大項目2の教育部所管部分のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございませう。

市内公立幼稚園では、教材費、遠足費用を、市内小中学校では、教材費、校外学習・宿泊学習の費用、部活動費などを現金で集金するケースがございませう。

次に、(2) でございます。

集金業務の電子化につきましては、現在、検討を進めている学校給食費の公会計化のためのシステムにおいて対応できるか検討してまいります。

| | |
|------|-----|
| 発言番号 | 4-4 |
|------|-----|

| | | |
|-----|----|---|
| 通告第 | 21 | 号 |
|-----|----|---|

| |
|----------|
| 川辺 美信 議員 |
|----------|

《質問事項》

5 久喜小学校の安全対策とトイレの洋式化を

《質問の要旨》

- (1) 久喜小学校東校舎の外回り、昇降口の出入りが禁止され、下駄箱の使用も制限されている。昇降口の庇のひび割れを早急に対応すべきですが、考えを伺う。
- (3) 令和6年度になると東校舎の空き教室を使用することになります。東校舎の昇降口の再開の方向性を伺います。
- (4) 空き教室の多い東校舎のトイレの洋式化を実施すべきですが方向性を伺う。

【答弁原稿】

大項目5のご質問のうち、(1)と(3)につきましては、関連がございますので一括してご答弁申し上げます。

久喜東小学校の外壁の一部が剥落したことを受け、緊急に全小中学校の点検を行ったところ、久喜小学校の普通特別教室棟について、校舎南側の外壁にクラックや爆裂がある箇所が見受けられたことから、昇降口を含めた南側一面を立入禁止とさせていただいております。

児童の皆さんにご不便をおかけしている状況でございますことから、まずは、昇降口を利用できるよう、庇(ひさし)を含めた昇降口周辺の修繕を令和5年度中に実施してまいります。

次に、(4) でございます。

普通特別教室棟のトイレの洋式化につきましては、令和6年度以降の児童数の推移や学校の意見を踏まえながら、対応してまいります。

| | |
|------|-----|
| 発言番号 | 4-7 |
|------|-----|

| | | |
|-----|----|---|
| 通告第 | 25 | 号 |
|-----|----|---|

| |
|----------|
| 瀬田 博文 議員 |
|----------|

《質問事項》

2 教育の現場での働き方改革を進める具体的な方策を伺う。

《質問の要旨》

- (1) 働き方改革を推進するのに、学校現場での適切な業務量の整理縮小が必要だと思うが、どのような考え方でどの程度進めてきたのか考えを伺う。
- (2) コロナ禍で学校行事が中止や縮小されたが、その影響についてデータ収集や意見の集約とその検証など、その結果について協議されているか伺う。
- (3) 先進的なタブレット導入は、業務の整理縮小に有効だが、逆に負担にも繋がる。今後うまく活かすために、どのようにしていくのかを伺う。
- (4) 教員のなり手不足の中、労働環境を整え、教員を志す人達に発信することが必要である。今後、大胆に業務を整理し、減らしていくのかを伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

教職員の長時間労働は、心身に大きな負担をかけ、うつ病などの健康被害につながる可能性があるばかりでなく、教職員の健康が損なわれると、授業など学校教育の質が低下する恐れがあります。そこで、本市では教職員の多忙解消・負担軽減を実効あるものとして進めるため、令和2年4月に策定した「久喜市立小・中学校における働き方改革基本方針」に基づき、様々な取り組みを実施しています。具体的には、各種事務手続きのデジタルツールの活用、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置、会議のペーパーレス化、オンラインを活用した研修、そして登下校時の見守り活動の地域連携等、教職員の業務の効率化に取り組んでいます。

その結果、県が毎年6月時点で調査する教職員の「勤務時間外在校等時間」は減少しています。

次に、(2)でございます。

長く続いたコロナ禍における学校行事について、本市の学校では、児童生徒や保護者はもちろん、学校運営協議会や地域の方々の意見を収集した上で、実施の可否や内容・方法を検討してまいりました。そこでは、感染対策を講じた上になりますが、教育的意義や教育効果を実施の可否の判断基準としましたので、従来実施してきた学校行事の中には廃止したもの、縮小したものもございます。

これまでも学校行事については、実施主体である学校において、毎年、保護者の意見等も踏まえ評価し、見直してきましたが、コロナ禍は、教職員の働き方改革の観点から学校行事全体の在り方や行事精選の協議するきっかけとなったと受け止めています。

次に、(3)でございます。

学校における働き方改革において、ICTの活用は重要な役割を果たしています。ICTを活用することで、教員の事務作業の負担を軽減し、授業や生徒指導に充てる時間を増やすことができます。ICTの活用については、国が指定するリーディングDXスクール全国200校のうち久喜市の学校5校が指定され、先進的な取組を積極的に発信しています。また、今議会の補正予算に計上させていただいておりますように、校務における生成AIの活用を推進する学校として、2校が新たに指定されました。

瀬田議員ご指摘のように、校務DXの推進は、教職員のデジタル技術の向上と相俟って進めないと、逆に負担になることが懸念されます。そこで、本市では、早期にGoogleのパートナー自治体の認定を受け、Google認定トレーナーなどの講師を招き、教職員一人一人の技能に応じたICT活用の研修会を無償で実施しています。さらに、GIGAスクール推進室職員やICT支援員が学校を訪問し、直接教職員の指導支援を行っております。

習得したスキルは、オンライン会議やクラウド活用によるテレワークの実現などにも活かされ、多様な働き方に対応することが可能となっています。本市の教職員のICTスキルの飛躍的な向上は、県内外からも注目され、市議会、県議会ははじめ多くの視察団に学校を訪問していただいています。

次に、(4)でございます。

近年の教員のなり手不足と働き方改革は、表裏一体の関係にある問題です。長時間勤務や過重な負担の改善など、教職員の働き方改革が進まなければ、教職員不足は深刻化する恐れがあります。小中学校の教職員の採用・配置そして給与等の処遇については、県教育委員会の権限ではございますが、教職員が高い志を持って生き生きと働ける環境を整備することは、久喜市教育委員会の重要な責務と考えます。

現在進めている校務DXによる業務改善や中学校部活動の地域移行など具体的な取組を今後も推進し、魅力ある久喜市の教育を、教職を志す皆様に積極的に発信してまいります。

また、教職員の待遇改善や教職員定数の大幅な増員、授業時間数の削減など、市では解決できない根本的な問題については、教育委員会連合会や教育長協議会などの組織を通して国に対して改善を求め、この厳しい現状を打開できるよう努めてまいります。

イ 久喜市議会令和5年11月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

| 久喜市議会 | | | | 教育委員会 審議等状況 |
|------------|---------------------------------------|--------------------------|------|--|
| 議案番号 | 件名 | 上段：上程年月日 下段：議決年月日 | 議決結果 | |
| 議案 第36号 | 令和5年度久喜市一般会計補正予算（第6号）について | 令和5年11月28日 令和5年12月22日 | 可決 | 令和5年11月定例会 教育長報告イ |
| 議案 第52号 | 器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて | 令和5年11月28日 令和5年11月28日 | 可決 | 令和5年11月定例会 教育長報告ウ |
| 議案 第54号 | 指定管理者の指定について（久喜市立図書館） | 令和5年11月28日 令和5年12月22日 | 可決 | 令和5年10月定例会 議案第66号 |
| 議案 第57号 | 令和5年度久喜市一般会計補正予算（第7号）について | 令和5年12月12日 令和5年12月22日 | 可決 | 令和5年12月定例会 教育長報告ウ |
| 議案 第64号 | 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例 | 令和5年12月12日 令和5年12月22日 | 可決 | 令和5年12月定例会 教育長報告ア ※「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分 |
| 議案 第65号 | 久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 令和5年12月12日 令和5年12月22日 | 可決 | 令和5年12月定例会 教育長報告イ ※「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分 |

ウ 久喜市の「休日の部活動」地域移行に係る基本方針について

久喜市の「休日の部活動」地域移行に係る基本方針について

令和6年1月

1 中学校部活動の地域移行のコンセプト

－生徒が主役の部活動改革－ ～地域の子どもは地域で育てる～

2 基本方針

令和8年度から休日における部活動をすべて地域クラブ活動等に移行する
(学校管理下における休日の部活動は原則として行わない)

3 地域移行の方向性(令和7年度までの取組)

(1) 可能なところから速やかに地域クラブ活動・地域連携を進める。

休日における各中学校の部活動に当たる地域クラブ活動の条件が整備されたものについて、順次当該部活動を地域クラブ活動に移行する。

中学校の枠を超えて、休日における部活動に当たる地域クラブ活動の条件が整備されたものについて、新たに地域クラブ活動を立ち上げ、市内中学校から募集して活動する。

(2) 生徒の選択肢を広げる活動を進める。

生徒の多様な価値観、考え方に応えるため、既存の中学校部活動以外のスポーツ・文化芸術活動を新たに地域クラブ活動として設置する。(ダンス、プログラミング、Eスポーツ等)

(3) 平日はこれまでどおり部活動として継続する。

国や県の方向性に基づき、平日の地域クラブ活動への移行についても検討する。

4 部活動の現状と課題

(1) 部員が減少し単独で大会等に出場できない。

(2) 生徒が希望するスポーツ・文化芸術活動が、学校の部活動にない。

(3) 専門性のある教員が顧問となっていないケースがあり、専門的な指導が受けられない。

(4) 部活動指導が中学校教員の負担となっている。

5 地域移行の目的

(1) 生徒にとって望ましい地域スポーツ・文化芸術活動環境の構築と持続可能な活動の推進

(2) 教員の働き方改革の推進

6 令和5年度時点の地域クラブ活動状況等

(1) 学校単位の地域クラブ活動

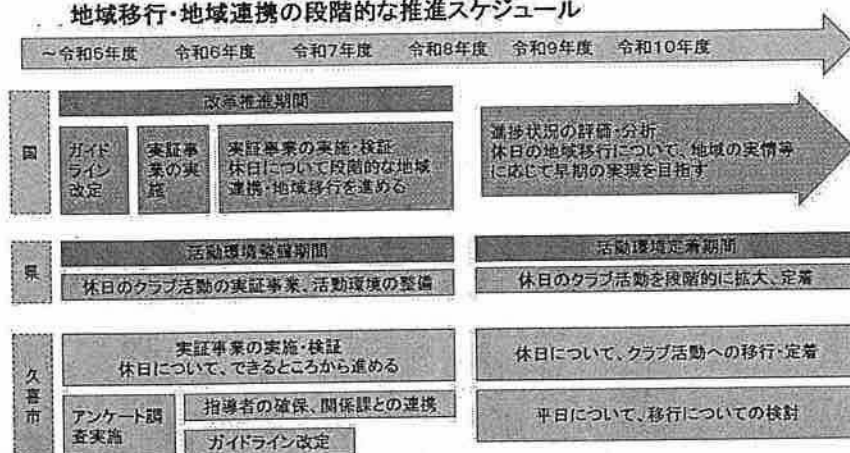
| 種目 | ソフト テニス | ソフトテニス | | ソフト ボール | バレー ボール | 卓球 | バスケット ボール | バスケット ボール |
|-------|---------------|--------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------------------|--------------|
| 対象生徒 | 久喜南中 生徒 | 太東中 男子生徒 | 太東中 女子生徒 | 久喜中 生徒 | 栗橋東中 生徒 | 鷲宮中 生徒 | 栗橋西中 生徒 | 久喜南中 生徒 |
| 活動場所 | 久喜南中 | 太東中 | 太東中 | 久喜中 | 栗橋東中 | 鷲宮中 | 栗橋西中 | 久喜南中 |
| 指導者 | 1名 | 4名 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 3名 | 2名 |
| 参加生徒数 | 13人 | 17人 | 24人 | 13人 | 12人 | 28人 | 25人 | 11人 |
| 活動状況 | 顧問同席の もと実施 | 11月保護者 説明会、同 月から実施 | 10月から 実施 | 10月から 実施 | 12月から 実施 | 10月から 実施 | 11月保護者 説明会、12 月から実施 | 1月開始 予定 |

(2) 学校の枠を超えた地域クラブ活動

| 種目 | 対象生徒 | 活動場所 | 指導者 | |
|------|---------|-------|-----|--------|
| サッカー | 市内中学校生徒 | 鷲宮中など | 2名 | ※現在募集中 |

7 今後のスケジュール

地域移行・地域連携の段階的な推進スケジュール



| | |
|-------|--|
| 令和5年度 | <p>地域クラブ活動の実証事業の実施開始</p> <ul style="list-style-type: none"> □実証事業の実施（実施可能な学校から地域クラブ活動の実施） □実証事業に係るアンケートの実施 □ガイドラインの改定（R6.3までに）県の指針（R6.1予定）に基づく □要領の修正（団体に委託する仕組みを整備） □令和6年度実証事業希望（運動部・文化部） |
| 令和6年度 | <p>地域クラブ活動を拡大し、休日の地域移行に向けた見通しをもつ</p> <ul style="list-style-type: none"> □全ての学校で地域クラブ活動（1クラブ以上）を実施を目指す □地域クラブ活動の指導者の確保 □関係課（市長部局スポーツ振興課）との連携 □委託契約における地域クラブ活動の実施 □教員の兼職兼業による地域クラブ活動について検討 □地域クラブ活動の参加費について検討 □休日の全部活動を「地域クラブ活動」へ移行することの検討（R7～） □新規クラブ活動（ダンスクラブ、プログラミング等）開拓 □協議会立ち上げ（条例の整備） □参加費（保険料）徴収の検討 □アンケートの実施 □令和7年度実証事業希望（運動部・文化部） |
| 令和7年度 | <p>休日の部活動を地域クラブ活動へ</p> <ul style="list-style-type: none"> □休日の部活動中止 地域クラブ活動へ移行（R7. 新人戦以降） □指導者への謝金、参加費（保険料）の徴収の開始（R7. 新人戦以降） □実施主体を一部スポーツ振興課へ移行 □参加費（保険料以外）、補助金についての検討 □スポーツ振興課等の関係課との連絡調整 □令和8年度実証事業又はそれに代わる事業希望 |
| 令和8年度 | <p>休日の部活動を地域クラブ活動へ完全移行</p> <ul style="list-style-type: none"> □地域クラブ活動の実施、休日の部活動中止 □実施主体をスポーツ振興課等の関係課へ移行 □指導者への謝金、参加費の徴収 □平日の地域クラブ活動の在り方についての検討 |

**教育長報告エ 「久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について」につきま
しては、人事案件であるため非公開です。**

教育長報告才 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき
ましては、人事案件であるため非公開です。

**教育長報告力 「久喜市教育委員会事務局職員の人事について」につきまして
は、人事案件であるため非公開です。**